

令和6年度第1回朝日村国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日 時 令和6年5月10日（金）PM7：00～
2. 場 所 朝日村役場 大会議室
3. 出席者 山田裕一 塩原ふさ子 上條直美
三村信夫 濱坂正彰 高橋廣美 中村元信
上條典泰 筒井里佳 曾根範枝
4. 事務局 小林村長 越川副村長 上條住民福祉課長
稲田保健師 中原担当係長
5. 会議録署名委員 中村元信 曾根範枝

6. 議題

- （1）国民健康保険税 税率改正について
- （2）特定健診について

7. 議事

○住民福祉課長挨拶

みなさんこんばんは。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

時間になりましたので、三村信夫先生がまだお見えになってないですが、進めさせていただきたいと思います。

開会に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。令和5年度までご尽力ただいておりました三村みき子委員さんでございますけれども、令和6年3月末をもちまして、歯科医院を閉院されたことに伴いまして、本協議会の委員につきましても、任期途中でございますけれども辞任ということかたちを取らせていただきますことを報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

続いて委員の委嘱につきまして令和6年3月末に任期満了となりました委員の皆様におかれましては、引き続き委員をお引き受けいただきまして、感謝申し上げます。

なお委嘱書につきましては大変恐縮ですが、時間の都合上机上にて配布させていただきますのでご確認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、定刻過ぎましたので副会長より開会を申し上げます。

○上條副会長

こんばんは。只今から、令和6年度第1回朝日村国民健康保険運営協議会を開会いたします。

○住民福祉課長

はい。それでは、高橋会長よりご挨拶申し上げます。

○高橋会長

皆さんこんばんわ。大変お忙しいなかお集まり頂きましてありがとうございます。

前回のこの運協においては、税率改正という案が持ち上がり、なるべく負担が集中しないようにという皆さんの意見があり、それをもって今回、事務局で説明をいただくとのことでございますので、ご協議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○住民福祉課長

はい、ありがとうございました。それでは小林村長より挨拶申し上げます。

○小林村長

はい、こんばんは。お疲れのところご出席いただきまして、ありがとうございます。

いくつか協議会がございますけども、中身の難しい協議会の1つがこれだと思っています。

私もわからないところがいっぱいありますし、皆さんもわからないことだらけだと思うのですが、みんなが分かりませんので、気楽に分からないところは手を挙げてこれはどういうことですかというような質問を出していただきたいと思います。今日はよろしくお願いいたします。

○住民福祉課長

はい、ありがとうございました。それでは、会長、進行の方よろしくお願いいたします。

○高橋会長

はい、それでは、会議録の署名委員の指名をお願いしたいと思います。事務局よりお願いいたします。

○事務局・中原係長

はい、中村元信委員さんと、曾根範枝委員さんをお願いをしたいと思います。

○高橋会長

はい、よろしくお願いします。

それでは、会議事項に入りたいと思います。まず、一番目です。国民健康保険税税率改正についてということです。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

○事務局・中原係長

「1）国民健康保険税 税率改正について」 説明

○高橋会長

ただいまの事務局の説明がありましたが、ご質問とご意見等がありましたらお願いいたします。

○A委員

この介護分が不足しているというのは基準があって、県が提示している税率と朝日村の現状の税率とは違っているという意味？

○事務局・中原係長

はい。今回のこの青色のグラフにつきましては、実際村で納めている事業費納付金となっております、県から示されている基準の、モデルの税率もありますけれども、そちらにつきましては現時点で医療分も介護分も後期分も足りていない状態になっております。

ですが、今回の資産割を減少し、解消していく中で段階的に他の分野のところの改正も行いながら、実際県の税率に近づけていくような改正というようにしておりますので、青色の部分については県の基準から算出したものになっております。

○A委員

私が聞きたいのは、要は長野県一般の、県が提示している税率が朝日村の場合、今まで低かったというわけですか？

○事務局・中原係長

はい、そうなります。

○高橋会長

他にはどうでしょうか。はい、どうぞ。

○B委員

基準と現状と不足分ということですが、基準というのはどこから導き出されるのか。また、この現状というのが今実際に保険料として集められるということなののでしょうか？

○事務局・中原係長

はい。まず青色の基準ですが、こちらは令和 4 年度に実際納めた事業費納付金と令和 5 年度に実際納めた事業費納付金、そして、令和 6 年度に納めなければならない事業費納付金の 3 年を足して平均としてあります。

この事業費納付金も各年度、所得等によって変動があるものですから、実際基準とするのにはこの平均を取った方がいいと思ひまして、平均を取って基準とさせていただきます。

次に緑色のグラフの現状ですが、こちらは、先ほどグレーの表で示した税率は令和 6 年度課税、令和 5 年の収入は住民税の課税がまだ現段階では終わっていないもので試算できなかったため、令和 4 年の収入の令和 5 年度で課税したデータを基に試算を取っております。

○高橋会長

よろしいですか。

○B 委員

はい。了解です。

○高橋会長

他にはいかがですか。

○C 委員

事業費納付金というのはどういうものですか？

○事務局・中原係長

資料の 9 ページをご覧くださいと思います。

事業費納付金というのは、先程課税される時に医療分と後期支援分と介護分と 3 つあるというお話をさせていただきましたが、事業費納付金もそれぞれあります。

まず医療費分につきましては、9 ページ、村の国保税を被保険者の皆様からいただきまして、県のほうに、上の段ですね、事業費納付金として県内の市町村が納付するようになっています。

この事業費納付金と国費と県費を足されたものが今度は村の国保に保険給付費等の交付金として村に交付されてくるようになります。

その交付されたものを、右側、医療機関に対して自己負担額以外の、7 割ですとか 8 割といった診察代等の部分になりますけども、そちらは村が長野県の国民健康保険団体連合会を通じまして、医療機関に支払うようになります。

医療分については以上になりまして、次、後期支援分ですけども、こちらも被保険者の方からいただきました、10 ページですね、上の段になります、国保税を県に事業費納付金の後期支援分として納めまして、こちらが国の社会保険診療報酬支払基金に県が納付をしまして、後期高齢者医療保険に交付をするようになっています。

介護分につきましては同じように村の国保税が事業費納付金として県に納められ、社会保険診療報酬支払基金に県が支払いをし、介護保険者の市町村別広域連合に交付をされるというように事業費納付金は使われております。

○高橋会長

いかがでしょうか。なかなか難しい面があると思います。質問等ご意見がなければこれで終わりになってしまいますが。

○事務局・中原係長より補足説明

5 ページの青色と緑色とオレンジ色のグラフですけれども今回、改正させていただくことによりまして、オレンジ色のところに資産として集める金額となりますので、段階的に差額がある部分について解消して現状集められているのか、同じくらい集められている医療分、後期分については、同じぐらいの金額を集められるような内容の改正になっております。

○D委員

今回の数値と前回 2 月の時に出された資料の中にある、令和 1 年度から令和 6 年度の予算までのところにある数値が違うのはなぜでしょうか。

2 月の資料の 16 ページにある事業納付金の主な財源の区分別推移という資料ですけれども。

○高橋会長

説明してください。

○事務局・中原係長

この事業費納金ですが、前回の資料の 16 ページの数字ですけれども、こちらは基盤安定負担金というものが県から交付されてきます。

実際収める事業納付金は前回の資料で示させていただきましたけど、16 ページの数字が納める金額となっています。ですけれども、被保険者の皆様にはその補助金が入ったあとの金額で、私のほうで基準の平均の金額を作って算出してありますので、補助金の分が反映されている分とされていない分で、私の方が安くなっているのだと思います。

○D委員

ありがとうございました。

○高橋会長

まだいいですか？もう少し細かい説明をお願いします。

○事務局・中原係長より補足説明

○高橋会長

ご質問ありますでしょうか。

○B委員

医療費が足りなくなったときは上げなければいけないと思いますが、例えば国保税等を集めて県や国に納付する際に、うちの村は貧困だから待ってくれとか、県や国に少し待って欲しいという要望はできないのでしょうか？

○事務局・中原係長

実際に今年度課税して、私が今回改正した案で事業費納付金として示された金額に足りなかったとすれば納付を待っていただくことはできないので基金を取り崩して納めるようになります。

○B委員

それは1つの村が破綻しても納付しろというのが県とか国の言い分という形ですよね。

朝日村は基金があるから基金から出しますと言いましたが、基金も不足したら国保税上げて、そこから支払わなければいけなくなるとありますが、村というか行政として県とか国には一切言えないということですか？

○高橋会長

回答してください。

○住民福祉課長

その…なかなかあれですけど…。国民健康保険は村民全員が加入している健康保険ではなくて、お勤めされている方は社会保険という企業の健康保険に加入

しておりますのでそちらに保険料として支払っていることになります。国保税というのは本当に一部の方というか、あの全村民ではなく国民健康保険に加入している方が収めていただく国保税になっておりまして…。仰っているのは全く国保税が集まらなかった場合…？ということですか…？

○B委員

国民健康保険って昔から高額です。社会保険というのは従業員と会社が半々で出すから会社員というのはまあいいだろうと思うけれども、会社辞めて国民健康保険に入ったら倍以上取られます。倍かどうか定かではないですけども…。若い頃に国民健康保険に加入したら一カ月数万円でした。2、3万だったと思います。こんなに負担するのかと。会社に勤めたら半分なのでいいやと思いました。国民健康保険加入者皆が稼いで納められればいいですが、税金や物価高騰の時代なので難しいと思います。納められなくなったときに、協議会とか村の問題ではなく、県や国に少しでも待つて欲しいと要望を言うことはできませんか？

○小林村長

実際に国民健康保険を払えない人もいる？まずは村に納めなければいけないので。

○事務局・中原係長

滞納している方はいます。

○B委員

そういうことではなくて。結局は不足したら保険料を上げていかなければならないですよ？最終的に。

○小林村長

加入者が少なくなれば、ですね。

○B委員

今減税して欲しい等、そういうことは国や県に言えないのですか？

○小林村長

今は村ではちょっと待ってと言える人は…。

○住民福祉課長

県に、ということですよね？

○B委員

言えないということですね。

○小林村長

納付を待ってもらうことはできませんが、足りない分は基金を崩して税金を上げたり下げたりせず、なるべく変動しないようにしています。

○B委員

今後、基金が増える要素はありますか？

○小林村長

この協議会ではなく介護保険では保険税を上げたら基金が増えました。そういう例があります。

○事務局・中原係長

その事業費納付金も先ほど基準を青色のグラフで出したと思いますけれどもあれも3カ年の平均になっておりまして、令和4年度の際は1億4000万。令和5年の時は1億5000万で令和6年度は請求されている金額が1億3300万だと思います。なので、その事業費納付金についても年によってかなり変動があります。今年、令和6年度に納める金額が過去2年間に比べ少なくなっておりますので今年度は積み立てができる可能性があると思います。

○高橋会長

納得していただきましたでしょうか？他はどうでしょうか。国保税の改正の説明は終わりでいいでしょうか？

○事務局・中原係長より補足説明

今回資産割を下げましてその減った分を他の税率で補いさせていただくというお話をさせていただいて、均等割と平等割を上げ 1000 円ずつ上げているところ、平等割を 1000 円上げているところ、同じように介護分につきまして均等割と均等割を 1000 円ずつ上げさせていただいています。平等割と均等割を上げたのは先ほどお話ししました県のモデルの税率というのがありまして、今後、資産割が県下で統一で廃止されていく流れとなっておりまして、さらにその先を見据えますと全県でこの税率が統一されてくるのではないかと考えております。その時に、現在の朝日村の税率と比べた時に、平等割なり均等割の部分が、その県のモデルの数字よりも少ないものですからこちらを上げさせていただきました。今回上げたことによって近しい数字になっている税率の部分もありますので、来年度の改正のときにはその時の状況を踏まえながらまた改正させていただきたいと思います。今年と同じように均等割と平等割がまた 1000 円上がるとか、平等割がまた 1000 円上がって 3 年間の内で 3000 円上がるというような改正ではなく、状況を見ながら改正していきますので単純にこれが掛ける 3 になるという改正は今の所考えておりません。

○B 委員

分かりました。

○高橋会長

はい、他はよろしいですか。

それでは次に 2 番目の特定健診についての説明をお願いします。

○事務局・稲田課長補佐より「(2) 特定健診について」 説明

○高橋会長

はい、ありがとうございます。何かご質問とか意見ございましたでしょうか。この件以外で、全体を通して何かございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○E 委員

今年、保険補導員さんの制度がなくなって、健康診断の申し込みも色々な形で配布され、役場に届けるという形をとったわけですがけれども、変わったこと、困ったことなど不便なことはありませんでしたか？

○事務局・稲田課長補佐

去年で保険補導員が廃止となり今まで保険補導員さんに集めていただいていたものが、皆さんに3つの方法で出していただくということで、役場に直接持ってきていただく方法と、郵送と、インターネットを使ってということで、昨日で締め切りをしました。数がどうなっているのかまた確認して、来年どうするかというのも検討していきたいと思いますが、お電話等でちょっと困っている等と言うことはあまり聞かれていないので今のところは上手く回っているかなと思っています。

数が減っている可能性もあるかもしれないのでそこは確認をして、また来年度、皆さんが申し込みやすい方法を検討していきたいと思います。

今年インターネットで申し込みを行ってみて、毎日様子を見ているところですが、今のところ 100 人ぐらいの申し込みがされておりまして、時間帯も様々な時間帯で申し込んでいただいているので、日中なかなか村提出しに来られない方ですとか、スマートフォンで手軽にできるということもあり、そこはやってみてよかったなと思います。またご意見等をお聞きしながら改善していきたいと思います。今のところはそんなに困ったという声は聞かれていないです。

ただ、申し込みもできず、困っているという声も出せず困っている方もいるかもしれないので、そこは包括支援センターなど高齢者を扱っている部門ともまた相談して丁寧にやってきたいと思います。

○高橋会長

はい、よろしいですか。

○E 委員

はい。大勢の方に受けてもらうためにも今年変わったけれど、どうだったのだろうと思ったもので、質問させていただきました。よく分かりました。

○高橋会長

はい。他にいかがですか。

○小林村長

確かに今の件、忘れている人もいるかもしれない。今後どうしますか、どうされましたかって人がいれば、またそれはデータで見て対応をお願いしたいと思います。

○高橋会長

それでは、全体で質問や意見が無いようですので、閉会を上條副会長から申し上げます。

○上條副会長

皆さんお疲れ様でした。

以上をもちまして、令和 6 年度第 1 回朝日村国民健康保険運営協議会を閉じます。ご苦労様でした。

朝日村国民健康保険条例施行規則第 11 条により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員

委員